

# 第1編 計画の前提

1. 計画策定の目的
2. 計画の性格
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間

## 第1編 計画の前提

---



### 1. 計画策定の目的

わが国においては、合計特殊出生率の低下にみられるように、子どもの数が減少しております。また、総人口においても平成16年度にピークを迎え、平成17年度から減少に転じており、急速に少子高齢化が進むと同時に、本格的な人口減社会へと移行しております。

国においては、このような少子化の流れを変え、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するべく、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や企業に対して、行動計画を策定することを義務づけました。

また、北海道においても安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現を目指して、平成16年10月「北海道子ども未来づくり条例」が制定されたところです。

本町においても、子育て家庭への支援や子育てを地域社会全体で支える仕組みの構築など、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備する少子化対策は、これからのまちづくりにおいて重要な施策として位置付け、国が示す少子化対策との整合性を図りながら児童・家庭等の実態や現状ニーズを把握するとともに、福祉、保健、教育行政などの施策の現状を評価し、本町の総合振興計画に掲げる「子ども・子育てにやさしい羽幌町の実現」を目指して平成15年3月「羽幌町エンゼルプラン」を策定しました。さらに、平成17年4月、次世代育成支援対策推進法の定めにより、羽幌町エンゼルプランの具体的実施計画として、今後の推進施策や推進体制など必要な事項を総合的・体系的に示した「はぼろ次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援事業を展開してきました。

このような、少子化社会や次世代育成支援にかかる一連の流れ、及び、本町における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を今後もより一層図るため、後期の行動計画を策定しました。



### 2. 計画の性格

本計画は、21世紀の本町を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、地域、企業、学校など社会全体が協力して子育て支援に取り組むための指針となるものです。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、国が平成15年7月制定した「次世代育成支援対策推進法」の基本理念を受けて、羽幌町エンゼルプランの具体的実施計画として策定した『はぼろ次世代育成支援行動計画』の後期計画として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を包括的に定めたものです。

この計画の「第4編 推進計画」における「1. 家庭・地域における子育て支援の推進 (1) 保育所の保育内容の充実」については「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」とします。

#### 関連計画等

国	次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」
計画期間	平成17年度～平成26年度（10年間）
基本的事項	1 地域における子育ての支援 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 6 子ども等の安全の確保 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 8 その他の次世代育成支援対策の実施

国	児童福祉法施行規則「市町村が取り組むべき子育て支援事業」
支援事業	1 乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー） 2 乳幼児健康支援一時預かり事業（訪問型一時保育） 3 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 4 家庭訪問支援事業 5 家庭的保育事業 6 一時保育事業 7 特定保育事業 8 ファミリー・サポートセンター事業 9 つどいの広場事業 10 地域子育てセンター事業 11 幼稚園における預かり保育 12 幼稚園における相談・情報提供事業

道	北海道子ども未来づくり条例（平成16年10月公布）
基本的施策	<p>「安心して生み育てることができる環境づくり」と「子どもが健やかに成長できる環境づくり」を目指して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における子育て支援の充実</li> <li>2 保育サービスの充実</li> <li>3 雇用環境の整備</li> <li>4 母子保健医療体制の充実</li> <li>5 経済的負担の軽減</li> <li>6 子どもの権利及び利益の尊重</li> <li>7 児童健全育成の促進</li> <li>8 児童虐待防止対策の充実</li> <li>9 教育環境の整備</li> <li>10 生活環境の整備</li> </ol> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現</b></p>

町	羽幌町総合振興計画「はぼろほっとプラン21」
計画期間	平成14年度～平成23年度（10年間）
将来像	<b>心と心をつなぐハートコミュニケーション はぼろ</b>
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の自然が育む豊かなまち <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自然の保全</li> <li>② 土地利用</li> </ol> </li> <li>2 安心して魅力的な田舎暮らしが出来るまち <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保健・医療・福祉</li> <li>② 教育文化・生涯学習</li> <li>③ 町民主体のまちづくり</li> </ol> </li> <li>3 誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち <ol style="list-style-type: none"> <li>① 産業の振興</li> <li>② 生活環境</li> </ol> </li> </ol>
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然環境の保全と活用を考えたまちづくり</li> <li>2 自分の存在を確認し合える心のネットワークを築くまちづくり</li> <li>3 地域で支える教育環境づくりと地域文化にふさわしい生活を个性的に実現するまちづくり</li> <li>4 町民が主体となり行政と協働でつくる効率的な地域経営を目指すまちづくり</li> <li>5 地域を支える産業基盤の体質強化と経営感覚を育むまちづくり</li> <li>6 人、環境にやさしい身の丈にあった住みよいまちづくり</li> </ol>

町	羽幌町生涯学習推進基本計画
計画期間	平成14年度～平成23年度（10年間）
総括重点	自ら学び創造性豊かで生き生きとした人づくり・町づくり
推進の重点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民の生涯にわたる自己実現や生きがい感を育てるために、自ら生き生きと学ぶ機会の拡充を図る。</li> <li>2 町民の学習意欲を高めるために学習環境の整備・充実を図る。</li> <li>3 町民の学習を支援・促進するために推進体制の整備を図る。</li> </ol>
関連する 主要施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭の教育力の向上</li> <li>2 基本的生活習慣の確立</li> <li>3 家庭・地域社会教育関係機関との連携</li> <li>4 子育て支援体制の充実</li> <li>5 自ら学ぶ力の育成</li> <li>6 心を育てる様々な教育活動の推進</li> <li>7 地域の教育力を活用した体験活動の推進</li> <li>8 開かれた学校教育の推進（特色ある学校づくり）</li> </ol>

町	「羽幌町における教育改革推進の在り方について」（平成13年11月答申）
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これからの学校は、どう変わらなければならないのか。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 完全学校週5日制への対応</li> <li>② わかる授業、楽しい学校の創造</li> <li>③ 自ら学び自ら考える力の育成</li> <li>④ 特色ある学校づくり</li> <li>⑤ 総合的な学習の時間の充実</li> </ol> </li> <li>2 開かれた学校づくりの推進を目指した具体的な方策。</li> <li>3 心豊かな子どもの育成を目指した学校・家庭・地域社会の連携の具体的方策。</li> </ol>

## 4. 計画の期間

本計画は、平成22年から平成26年までの5ヶ年計画とします。  
 なお、今後の諸情勢の変化に対応できるよう必要に応じ適宜見直すこととします。